

平成 17 年 12 月 27 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 8 号

「ストック・オプション等に関する会計基準」及び

企業会計基準適用指針第 11 号

「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」 の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、平成 17 年 12 月 20 日の第 95 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「本会計基準」という。）及び適用指針（以下「本適用指針」という。）を承認いたしましたので、公表いたします。

当委員会では、平成 13 年 11 月の商法改正における新株予約権制度の導入以降、新株予約権のストック・オプションとしての利用が活発化していることから、同様の取引に対する他の国際的な会計基準の開発情勢も踏まえつつ、その会計処理について検討を行ってまいりました。

会計処理の基本的な方向性の検討にあたっては、我が国におけるストック・オプションの実態調査を実施するとともに、論点整理を公表し、公聴会を開催するなど、広く関係者に意見を求めました。平成 16 年 12 月には、このような意見を踏まえた審議の成果を会計基準の公開草案として公表し、これに対して寄せられたコメントを踏まえて、会計基準の内容の改善と適用指針の開発に取り組みました。

平成 17 年 10 月には、その成果として、本適用指針の公開草案とともに、再度会計基準の公開草案を公表し、両者あわせてコメントを求めました。この間、本会計基準の会計処理を巡る法的な環境も整備されたため、寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、本会計基準及び本適用指針を公表するに至ったものです。

本会計基準等の概要

■ 範 囲

本会計基準は、次の取引に対して適用される。

- ① 企業がその従業員等に対し「ストック・オプション」を付与する取引
- ② 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として「自社株式オプション」を付与する取引（①以外のもの）
- ③ 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として「自社の株式」を交付する取引

■ 権利確定日以前の会計処理

(1) 会計処理の考え方

ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。

(2) 各会計期間における費用計上額

各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額とする。

※ $\text{ストック・オプションの公正な評価額} = \text{ストック・オプションの公正な評価単価} \times \text{ストック・オプション数}$

(3) スtock・オプションの公正な評価単価

- ① 付与日現在で算定し、その後は見直さない（条件変更の場合を除く。）。
- ② 算定の考え方

ア．ストック・オプションは、通常、市場価格を観察することができないため、一定の要件を満たす算定技法を利用して算定する。

イ．算定技法の利用にあたっては、付与するストック・オプションの特性や条件等を適切に反映するよう必要に応じて調整する。

ウ．ただし、失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。

※ なお、本適用指針では、算定技法を利用する上での主要な基礎数値と、それを見積る上で留意すべき事項が示されているので、これに留意しつつ算定を行う。

(4) ストック・オプション数

- ① 付与数から、権利不確定による失効の見積数を控除して算定する。
- ② 付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合（条件変更による場合を除く。）には、これに応じてストック・オプション数を見直す。
⇒ 見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を見直した期の損益として計上する。
- ③ 権利確定日には、ストック・オプション数を権利確定数と一致させる。
⇒ 修正後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、権利確定日までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を権利確定日の属する期の損益として計上する。

(5) ストック・オプションと業務執行や労働サービスとの対応関係の認定

① 基本的な考え方

「対象勤務期間」（ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間）：「付与日」から「権利確定日」までの期間をいう。

⇒ 「権利確定日」は、次のように判定する。

- ア. 勤務条件が付されている場合 ⇒ 勤務条件を満たし権利が確定する日
- イ. 勤務条件は明示されていないが、次の要件をともに満たす場合には、実質的に勤務条件が付されているものとみなす。⇒ 権利行使期間の開始日の前日
 - ・ 権利行使期間の開始日が明示されている。
 - ・ 権利行使期間の開始日より前にストック・オプションを付与された従業員等が自己都合で退職した場合には、権利行使ができない。
- ウ. 条件の達成に要する期間が固定的ではない権利確定条件が付されている場合
⇒ 権利確定日として合理的に予測される日
 - ※ ただし、株価条件が付されている等、権利確定日を合理的に予測することが困難なため、予測を行わないときには、対象勤務期間はないものとみなし、付与日に一時に費用を計上する。
- エ. 権利確定条件が付されていない場合
⇒ 付与日にすでに権利が確定しているため、対象勤務期間はなく、付与日に一時に費用を計上する。

② 複数の権利確定条件が付されている場合

複数の権利確定条件が付されている場合には、複数の権利確定条件相互間の関係により、次の2つの判断を組み合わせる。

- ア. それらのうちいずれか1つを満たせばストック・オプションの権利が確定する場合

- ⇒ 最も早期に達成される条件が満たされる日
- イ. それらすべてを満たさなければストック・オプションの権利が確定しない場合
- ⇒ 達成に最も長期を要する条件が満たされる日
- ※ 株価条件等、権利確定日を合理的に予測することが困難な権利確定条件が付されているため、予測を行わない場合については、当該権利確定条件は付されていないものとみなして、この判定を行う。
- ③ 段階的に権利行使が可能となるストック・オプション
- 付与されたストック・オプションの中に、権利行使期間開始日の異なるストック・オプションが含まれているため、時の経過とともに付与されたストック・オプションの一定部分ごとに段階的に権利行使が可能となる場合の会計処理は、次のように行う。
- ⇒ 原則：権利行使期間開始日の異なるごとに別個のストック・オプションとして会計処理を行う。
- 容認：付与された単位でまとめて会計処理を行う。

■ 権利確定日後の会計処理

(1) 権利行使の会計処理

① 新株発行により対応した場合

新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。

② 自己株式処分により対応した場合

自己株式の取得原価と、新株予約権の帳簿価額及び権利行使に伴う払込金額の合計額との差額は自己株式処分差額であり、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（平成17年12月改正）（第9項～第11項）による。

(2) 権利不行使による失効の会計処理

新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

■ スtock・オプションに係る条件変更の会計処理

(1) スtock・オプションの公正な評価単価を変動させる条件変更

① 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回る場合

付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価に基づく公正な評価額による条件変更前からの費用計上を継続して行うことに加え、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日における公正な評価単価を上回る部分に見合うストック・オプションの公正な評価額の増加額につき、以後追加的に費用計上を行う。

- ② 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日における公正な評価単価以下となる場合

条件変更日以後においても、付与日における公正な評価単価に基づくストック・オプションの公正な評価額による費用計上を継続する。

※ 新たな条件のストック・オプションの付与と引換えに、当初付与したストック・オプションを取り消す場合

⇒ 実質的に当初付与したストック・オプションの条件変更と同じ経済実態を有すると考えられる限り、ストック・オプションの条件変更とみなして会計処理を行う。

(2) スtock・オプション数を変動させる条件変更

条件変更前から行われてきた費用計上を継続して行うことに加え、条件変更によるストック・オプション数の変動に見合うストック・オプションの公正な評価額の変動額を、合理的な方法に基づき、残存期間にわたって計上する。

(3) 費用の合理的な計上期間を変動させる条件変更

当該条件変更前の残存期間に計上すると見込んでいた金額を、合理的な方法に基づき、以後、新たな残存期間にわたって費用計上する。

■ 未公開企業における取扱い

ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができる。

※ その場合「公正な評価単価」を、「単位当たりの本源的価値」と読み替えて、本会計基準及び本適用指針を適用する。

■ 親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の個別財務諸表上の取扱い

(1) 親会社の個別財務諸表における取扱い

親会社が自社株式オプションを付与した結果、これに対応して、親会社が子会社において享受したサービスの消費を、費用として計上する。

(2) 子会社の個別財務諸表における取扱い

① 子会社の従業員等に対する当該親会社株式オプションの付与が子会社の報酬体系に組み入れられている等、子会社においても自社の従業員等に対する報酬として位置付けられている場合

⇒ ・ その付与と引換えに従業員等から提供された上記サービスの消費を、子会社の個別財務諸表においても費用として計上する。

- ・ この場合、子会社の個別財務諸表においては、同時に、報酬の負担を免れたことによる利益を特別利益として計上する。
- ② 子会社の従業員等に対する当該親会社株式オプションの付与が子会社の報酬としては位置付けられていない場合
⇒ 子会社の個別財務諸表においては、会計処理を要しない。

■ 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる取引の会計処理

財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる取引の会計処理についても、ストック・オプションの会計処理と整合的な取扱いが求められる。

ただし、取得した財貨又はサービスの取得価額は、対価として用いられた自社株式オプション（又は自社の株式）の公正な評価額若しくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより高い信頼性をもって測定可能な評価額により算定するため、いずれの側の評価額で算定するか判断が必要となる。

(1) 公開企業の場合

- ① 財貨又はサービスの取得の対価として自社の株式を用いる取引
⇒ 通常、自社の株式の市場価格による信頼性のある測定が可能であり、これに基づいて算定する。
- ② 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを対価として用いる取引
⇒ 通常、自社の株式の市場価格を基礎として、自社株式オプションの公正な評価額を信頼性をもって測定することが可能であり、自社株式オプションの公正な評価額に基づいて算定を行う。
ただし、特に取得する財貨等が市場価格とより直接的に結びついているような場合には、財貨等の市場価格で測定することで、より信頼性の高い測定が可能となる場合があり得る。

(2) 未公開企業の場合

- ① 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを用いた場合
 - ・ 対価関係にある財貨又はサービスの市場価格を直接参照できる場合
⇒ その市場価格で算定を行う。
 - ・ 財貨又はサービスの市場価格を直接参照できない場合にも、その市場価格を合理的に見積ることにより、自社株式オプションより信頼性の高い測定が可能となる場合が多く、そのような場合には、その合理的に見積られた市場価格で算定を行う。

- ② 財貨又はサービスの取得の対価として自社の株式を用いた場合であって、第三者割当増資や株式の売買がなされており、これらの情報をもとに、一定程度の信頼性をもって自社の株式の公正な評価額を見積ることができる場合には、これに基づいて算定する。

■ 開 示

(1) 本会計基準の適用による財務諸表への影響額

次の財務諸表への影響額を注記する。

① サービスを取得した場合

⇒ 当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称

※ スtock・オプションを付与した場合は、これに該当する。当該会計期間に新たに付与したStock・オプション等に係る当期の費用計上額と、当該会計期間より前に付与されたStock・オプション等に係る当期の費用計上額の双方を含む。

② 財貨を取得した場合

⇒ その取引による当初の資産計上額（又は費用計上額）と科目名称

③ 権利不行使による失効が生じた場合

⇒ 利益として計上した額

(2) 各会計期間において存在したStock・オプションの内容、規模及びその変動状況

対 象：当該会計期間において存在したStock・オプション

注記内容：ア．付与対象者の区分（役員、従業員、などの別）及び人数 イ．Stock・オプションの数（※） ウ．付与日 エ．権利確定条件（付されていない場合にはその旨） オ．対象勤務期間（定めがない場合にはその旨） カ．権利行使期間 キ．権利行使価格 ク．付与日における公正な評価単価 ケ．権利行使時の株価の平均値（当該会計期間中に権利行使されたものを対象とする。）

※ Stock・オプションの数

次の区分ごとに記載する

- ①付与数 ②権利不確定による失効数 ③権利確定数 ④権利未確定残数 ⑤権利行使数
⑥権利不行使による失効数 ⑦権利確定後の未行使残数

(②、③、⑤及び⑥については、当該会計期間中の数を記載し、④及び⑦については、期首及び期末の数を記載する。)

記載単位：契約単位で記載する方法が原則だが、一定の場合には、複数の契約を集約して記載する方法も認められる。

(3) Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法

対 象：当該会計期間中に付与されたStock・オプション及び当該会計期間中の条件

変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプション
注記内容：① 使用した算定技法

② 使用した主な基礎数値及びその見積方法

※ 未公開企業の場合

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法として、その価値算定の基礎となる自社の株式の評価方法についても注記する。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載する。

(5) 未公開企業において、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行う場合

次の内容を記載する。

① 当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額

② 各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(6) スtock・オプションの条件変更の状況

ストック・オプションの条件変更の結果、ストック・オプションの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について注記する。

※ 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行わなかった場合にも、その旨を注記する。

(7) 自社株式オプション又は自社の株式に対価性がない場合

その旨及びそのように判断した根拠

※ 財貨又はサービスの対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる取引についても、ストック・オプションを付与する取引に準じて、該当する事項を注記する。

※ 連結財務諸表においては、連結子会社が付与したストック・オプション等についても開示の対象となる。

■ 適用時期及び経過措置

(1) 適用時期の考え方

本会計基準は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用される。

※ ただし、開示項目の (2) に関しては、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプション

であっても、会社法の施行日以後に存在するものについて適用される。

(2) 適用時期以降の条件変更

本会計基準の適用開始時期より前に付与され、本会計基準が適用されていないストック・オプションの条件を本会計基準の適用開始時期以後に変更した場合

⇒ スtock・オプションの条件変更日における公正な評価単価が付与日における公正な評価単価を上回った部分に見合うストック・オプションの公正な評価額の増加額につき、条件変更日以後、本会計基準を適用して会計処理を行う。

(参考) 用語の意味

| | |
|-------------------|---|
| 株価情報収集期間 | 株価変動性を、過去の株価実績に基づいて予測する場合、当該過去の株価情報を収集する期間をいう。 |
| 業績条件 | 「ストック・オプション」のうち、条件付きのものにおいて、一定の業績（株価を含む。）の達成又は不達成に基づく条件をいう。 |
| 勤務条件 | 「ストック・オプション」のうち、条件付きのものにおいて、「従業員等」の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう。 |
| 権利確定条件 | ストック・オプションの「権利の確定」についての条件をいう。 |
| 権利確定数 | 「権利の確定」した「ストック・オプション」数をいう。 |
| 権利確定日 | 「権利の確定」した日をいう。権利確定日が明らかではない場合には、原則として、「権利行使期間」の開始日の前日を権利確定日とみなす。 |
| 権利行使期間 | 「ストック・オプション」を付与された「従業員等」がその権利を行使できる期間をいう。 |
| 権利行使日 | 「ストック・オプション」を付与された者がその権利を行使したことにより、「行使価格」に基づく金額が払い込まれた日をいう。 |
| 権利の確定 | 権利行使により対象となる株式を取得することができるという「ストック・オプション」本来の権利を獲得することをいう。 |
| 権利不確定による失効 | 「権利確定条件」が達成されなかったことによる失効をいう。 |
| 権利不行使による失効 | 「権利行使期間」中に行使されなかったことによる失効をいう。 |
| 公開企業 | 株式を証券取引所に上場している企業又はその株式が組織された店頭市場に登録されている企業をいう。なお、ここにいう証券取引所及び店頭市場には海外の証券取引所及び店頭市場を含み、また、組織された店頭市場とは、株価を公表するシステムが存在する店頭市場をいう。企業の株式がいわゆるグリーン・シート市場において取引されていても、組織された店頭 |

市場に登録されている企業には該当しないため、公開企業にはあたらぬ。

行使価格

「ストック・オプション」の権利行使にあたり、払い込むべきものとして定められた「ストック・オプション」の単位当たりの金額をいう。

公正な評価額

一般に、「市場価格」に基づく価額をいうが、「市場価格」がない場合でも、当該ストック・オプションの原資産である自社の株式の「市場価格」に基づき、合理的に算定された価額を入手できるときには、その合理的に算定された価額は公正な評価額と認められる。

公正な評価単価

単位当たりの公正な評価額をいう。

自社株式オプション

自社の株式（財務諸表を報告する企業の株式）を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である自社の株式を取得する権利）をいう。新株予約権はこれに該当する。

なお、本会計基準においては、企業が、財貨又はサービスを取得する対価として自社株式オプションを取引の相手方に付与し、その結果、自社株式オプション保有者の権利行使に応じて自社の株式を交付する義務を負う場合を取り扱っている。

市場価格

市場において形成されている取引価格、気配値又は指標その他の相場をいう。

失効

「ストック・オプション」が付与されたものの、権利行使されないことが確定することをいう。失効には、「権利不確定による失効」と、「権利不行使による失効」とがある。

従業員等

企業と雇用関係にある使用人のほか、企業の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれに準ずる者をいう。

条件変更

付与した「ストック・オプション」に係る条件を事後的に変更し、「ストック・オプション」の「公正な評価単価」、ストック・オプション数又は合理的な費用の計上期間のいずれか 1 つ以上を意図して変動させることをいう。株式分割、株式併合、又は株式の第三者割当増資が行われた場合に、付与された「ストック・オプション」の実質的内容を維持するための調整として行われた「行使価格」や「ストック・オプション」数の変更は、こ

れには該当しない。

条件変更日

「条件変更」が行われた日のうち、特に「条件変更」以後をいう。

ストック・オプション

「自社株式オプション」のうち、特に企業がその「従業員等」に、「報酬」として付与するものをいう。ストック・オプションには、「権利の確定」につき条件が付されているものが多い。当該「権利確定条件」には、「勤務条件」や「業績条件」がある。

対象勤務期間

「ストック・オプション」と「報酬」関係にあるサービスの提供期間であり、「付与日」から「権利確定日」までの期間をいう。

単位当たりの本源的価値

算定時点において「ストック・オプション」が権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点における「ストック・オプション」の原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいう。

付与数

付与された「ストック・オプション」数をいう。

付与日

「ストック・オプション」が付与された日をいう。会社法にいう、募集新株予約権の割当日（会社法第 238 条第 1 項第 4 号）がこれにあたる。

報酬

企業が「従業員等」から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、「従業員等」に給付されるものをいう。

未公開企業

「公開企業」以外の企業をいう。

予想残存期間

「ストック・オプション」の「公正な評価単価」の算定時点から当該「ストック・オプション」が権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間をいう。

離散時間型モデル

株式オプション価格算定モデル等の株式オプション価値の算定技法のうち、将来の株価の変動が、一定間隔の時点において一定の確率に基づいて生じると仮定する方法をいう。離散時間型モデルの典型例として、1 期間後の株価が一定の確率に基づいて上昇するか下落するかの 2 つのケースのみを想定する二項モデルがある。

連続時間型モデル

株式オプション価格算定モデル等の株式オプション価値の算定技法のうち、将来の株価の変動が、一定の確率的な分布に基づいて常時連続的に生じると仮定する方法をいう。連続時間型モデルの典型例として、ブラック・ショールズ式がある。

以 上